

人工衛星の登録に関する国内手続きについて

平成21年1月26日
文 部 科 学 省
研究開発局参事官付

1. 宇宙物体登録条約における規定

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（宇宙物体登録条約）第2条第1項において、「宇宙物体が地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられたときは、打上げ国は、その保管する適当な登録簿に記入することにより当該宇宙物体を登録する。（以下略）」と規定されている。

また、同条約第4条第1項において、「登録国は、登録したそれぞれの宇宙物体に関し、できる限り速やかに国際連合事務総長に次の情報を提供する。

- (a) 打上げ国の国名
- (b) 宇宙物体の適当な標識又は登録番号
- (c) 打上げの行われた日及び領域又は場所
- (d) 次の事項を含む基本的な軌道要素
 - (i) 周期
 - (ii) 傾斜角
 - (iii) 遠地点
 - (iv) 近地点
- (e) 宇宙物体の一般的機能」

と規定されている。

2. 人工衛星の登録に関する国内手続

(1) 経緯

我が国では、昭和58年、宇宙物体登録条約の締結に関する国会承認を求める際、関係行政機関は、JAXA（旧NASDA又は旧ISAS）が人工衛星の打上げを行った場合、共同して人工衛星登録簿を作成し、人工衛星登録簿に記入された事項について外務省及び他の関係行政機関に通報するとともに、人工衛星登録簿は文部科学省（旧科学技術庁）に保管することとした。また、外務省を通じて、国際連合事務総長に情報提供を行うこととした。

その後、平成元年には、第一種電気通信事業者が外国機関に委託し、通信衛星の打上げを行った場合の人工衛星の登録に関し、同様の措置を講じることとした。更に、平成2年には、日本放送協会が外国機関に委託し、放送衛星の打上げを行った場合の人工衛星の登録に関し、同様の措置を講じることとした。

(2) 現状の手続

上記の経緯を踏まえ、現在、JAXAが人工衛星の打上げを行った場合、外国機関に人工衛星の打上げを委託した場合、関係行政機関は共同して人工衛星登録簿を作成し、人工衛星登録簿に記入された事項について外務省及び他の関係行政機関に通報するとともに、人工衛星登録簿は文部科学省において保管することとしている。また、外務省を通じて、国際連合事務総長に対し、必要な情報提供が行われている。

なお、人工衛星登録簿の作成に当たっては、別添の様式にて、必要情報をまとめている。また、これまで、JAXA等の衛星（文部科学省）、民間の通信衛星、放送衛星（総務省）、運輸多目的衛星（国土交通省）、宇宙機器の高機能化等に係る施策による衛星（経済産業省）などを登録している。

以上

(別添)

整理番号 : No.

作成年月日 : 平成 年 月 日

名称			
標識			
打上げ国			
打上げ日時			
打上げ場所			
基本的軌道要素	(1) 周期(分)		
	(2) 傾斜角(度)		
	(3) 遠地点(Km)		
	(4) 近地点(Km)		
	(確認年月日)		
一般的機能			
参考	打上げロケット		
	打上げ機関		
	備考		
消滅年月日		年 月 日	
(記載年月日)		(年 月 日)	

- 1 Name of Flight Object :
- 2 Designation :
- 3 Name of State :
- 4 Date of Launch :
- 5 Location of Launch :
- 6 Basic Orbital Parameters
 - (1) Nodal Period :
 - (2) Inclination :
 - (3) Apogee :
 - (4) Perigee :
- 7 General Function :
- 8 Launch Vehicle :
- 9 Launching Organization :
- 10 Decay Date :